また、当該施工実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係るものである場合にあっては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

ア　同種工事１

・受変電設備の増設又は改設を含む工事

㋐　建物用途　戸建住宅を除く

㋑　工事規模　特別高圧又は高圧受変電設備

㋒　構造・階数　問わない

㋓　工事種目　受変電設備

イ　同種工事２

・受変電設備の新設、増設又は改設を含む工事

㋐　建物用途　戸建住宅を除く

㋑　工事規模　特別高圧又は高圧受変電設備

㋒　構造・階数　問わない

㋓　工事種目　受変電設備

※特別高圧とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年３月27日通商産業省令第52号第２条第３項）による。7,000Ｖを超えるものに限る。

※高圧とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年３月27日通商産業省令第52号第２条第２項）による。交流にあっては600Ｖを超え、7,000Ｖ以下のものに限る。

⑹　本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊現場説明書、別冊図面及び別冊仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。期間及び専任の要否は関係法令等による。

なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

また、受注者は、工事の継続性・品質確保等に支障がないと認められる場合において、監督職員との協議により、監理技術者又は主任技術者を変更できるものとする。

ア　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のうちいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、すべての構成員が主任技術者を配置する場合は、代表となる主任技術者。）が１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を配置することとし、他の構成員の主任技術者は、２級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者とする。

なお、「１級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係わるものとする者に限る。）に合格した者）又は１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者とする。

また、「２級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有する者」とは、１級電気工事施工管理技士、建設業法施行規則第７条の３第２号電気工事業に該当する者、登録電気工事基幹技能者講習修了証を有する者又は１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者とする。

イ　平成22年度から申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡が完了した次のＡの基準を満たす工事を元請として施工した工事経験（公共・民間工事を問わない。以下同じ。）を有すること。経常建設共同企業体の場合は、構成員のうちいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。すべての構成員が主任技術者を配置する場合は代表となる主任技術者）が、次のＡの基準を満たす工事を元請として施工した工事経験を有することとし、他の配置技術者の工事経験は問わない。

ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における工事経験は含まないものとする。

なお、共同企業体の構成員としての工事経験は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

また、当該工事経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係るものである場合にあっては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

Ａ　同種工事

・受変電設備の新設、増設又は改設を含む工事

㋐　建物用途　問わない

㋑　構造　問わない

㋒　工事規模　問わない

㋓　階数　問わない

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑾　北海道開発局が発注した工事区分「電気」に係る工事のうち、令和５年度から令和６年度に完成したものがある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。この実績がない場合は、さらに２年度遡った平均点が65点以上であること。なお、受注実績がない場合については、工事成績評定点を65点とする。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を65点とする。

イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、０～65点の範囲で「加算点」を与える。

評価項目

㋐　本施設における施工の品質向上に関する具体的な取組とその効果

㋑　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

㋒　賃上げの実施を表明した企業等

ウ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

㋐　品質確保の実効性

㋑　施工体制確保の確実性

エ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局営繕部営繕管理課契約係長　小川　美咲　電話（代表）011―709―2311（内線5716）